

[事案 27-293] 契約無効請求

・平成 28 年 9 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、契約内容の理解能力および意思能力がなかったことから、契約を取消し、一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 12 月に契約した外貨建一時払終身保険について、認知症により、契約内容の理解能力および意思能力がなく、契約時に錯誤に陥っていたこと、および適合性の原則に反することから、契約を取り消し、日本円で一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時、申立人が契約を締結するに足る意思能力を有していなかったこと、契約内容等について錯誤に陥っていたことおよび契約の勧誘および締結が適合性の原則に反することは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代理人弁護士および申立人保佐人に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。